

## 介護ウェーブ 2023 推進ニュース

## ■ 2024年度介護報酬改定率は+1.59%

12月20日、2024年度政府予算案策定に向けた財務大臣・厚労省の大臣折衝が行われ、2024年度介護報酬改定率が以下のように示されました(大臣折衝確認文書より)。

改定率 +1.59%

(内訳)

- ・ 介護職員の処遇改善分 +0.98%(2024年6月施行)
- ・ その他の改定率(※) +0.61%

※ 賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる

## ■ 給付と負担の見直しー利用料2割負担の対象拡大は見送りに

審議会での審議が打ち切れ、2024年度予算編成過程で検討するとされていた「利用料2割負担の対象拡大」は今回は見送りとなりました(大臣折衝確認文書)。一方、多床室の室料負担の見直しについては、老健施設の「その他」「療養型」、介護医療院の「II型」を対象に、新たに室料負担(月額8000円相当)が導入されます。「高所得」高齢者の保険料の引き上げでは、現行9段階(国標準)以降を多段階化し、年収420万円以上の保険料を引き上げる方針が示されています。

## ■ 報酬引き上げ・制度改悪中止を求める声を引き続き広げよう

上記のように、2024年度介護報酬改定は1.59%のプラス改定となり、過去2番目に高い改定率となりました。介護報酬の底上げを粘り強く求めてきた広範な世論と運動を反映したものです。しかし、処遇改善が喫緊の課題となっている中で、全産業平均給与と月額約7万円の差を解消するにはほど遠い改定率です。

利用料2割負担の対象拡大を先送りにさせたのは、これ以上の利用者負担の増大を許さない運動を背景にした成果です。しかし大臣折衝の確認文書では、第10期介護保険事業計画期間の開始(2027年度)前までに結論を得るとされています。昨年「先送り」とされた「ケアプランの有料化」や「要介護1、2の生活援助等の総合事業への移行」などの抜本改悪案とセットで、2025年度から審議会での検討が開始される見込みです。

来年1月から通常国会が開会され、年度末に向けて2024年度政府予算案が審議されます。予算案の組み替えによる改定率の積み上げや公費による処遇改善の実現、新たな負担増を許さない声を引き続き広げていきましょう。

## ● 各地から提出されたパブリックコメント(基準改定)を紹介します

【ケアプランの取り扱い件数について】

「ケアマネジャー事業所数・人数の減少は政府も認識している通り。その原因には、いわゆるシャドウワークに代表される業務量の多さと、それに比して処遇改善加算も適用されず、他介護職より低賃金となっている事業所も出現しているという賃金労働条件の悪さがある。政府は、3年前の改定で、運営基準減算を40件から45件に引き上げたが、今回はさらに50件に引き上げ、予防介護支援のカウントを1/2から1/3とするとしている。労働条件改善ではなく、さらなる担当件数増、業務量増加によりケアマネ不足を解消しようとする変更案では、いまでも手がないケアマネジャーにあらたになろうとする者などいなくなる。そもそも、介護保険制度発足当時のケアマネジャーの担当件数の実態から、質の高い支援のために35件と上限数が設定された経過がある。昨今の対策はその真逆、いわばケアマネジメント、介護サービス粗製濫造政策であり、断じて容認できない。」(東京・居宅介護支援事業所)

★ パブコメの提出はこちらから ⇒ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230254&Mode=0>